



## はじめに

平成30年度税制改正大綱に大法人の電子申告の義務化が明記され、その後、平成30年3月28日に「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)」が参議院本会議で可決・成立したことにより、大法人の電子申告の義務化が実現されました。

現在、政府においては、「デジタル・ガバメント実行計画」で各種手続きのオンライン原則の徹底(デジタルファースト)、行政手続きにおける添付書類の撤廃(ワンスオンリー)、主要ライフイベントについて民間サービスとの連携も含めたワンストップ化(コネクテッド・ワンストップ)といった電子化に関する原則を定めたり、「未来投資戦略2018」で2020年3月までに重点分野の行政手続きコストを20%以上削減することを目標に掲げたりと行政手続きの電子化を急速に進めています。

これらの戦略や計画を着実に実行するための施策として、大法人の電子申告の義務化や社会保険手続きの電子申請の義務化、法人設立手続きの一本化などが行われるとともに、「未来投資戦略2018」のデジタル・ガバメント実現に向けた旗艦プロジェクトのひとつとして行政サービスの100%デジタル化を目的とした「デジタルファースト法案」を国会に提出することが考えられています。

政府全体が行政手続きの電子化に向けて動いているなかで、国税庁においても「税務行政の将来像」を取りまとめ、10年後の税務行政のあり方をイメージし、納税者の利便性の向上、課税・徴収の効率化及び高度化に取り組むこととしています。

このように大法人の電子申告の義務化は、社会的に大きなインパクトを与えるものでありましたが、政府全体の行政手続きの電子化を俯瞰すると、大きな流れに組み込まれたひとつの施策に過ぎません。

これからも税理士が業務を継続していくためには、行政手続きの電子化への対応は必須であり、電子化への対応ができれば、自身だけでなく納税者が不利益を被るおそれがあることから、各個人で早急に対応しなければなりません。

このため、今回のテーマに掲げている「行政手続きの電子化」は、一部の大法人や税理士にのみ関係するものではなく、税理士全員に関係があるものであることをご理解いただき、今後の対応の参考としていただければ幸いです。

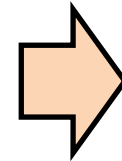
# 大法人の電子申告の義務化 電子申告の利便性向上策

1. 「行政手続コスト」削減のための基本計画
2. 電子申告の利便性向上策
3. 平成30年度税制改正大綱(電子化に係る部分)
4. 電子申告の義務化
5. 諸外国の状況
6. 今後税理士が行うべきこと

# 1.「行政手続コスト」削減のための基本計画(1/3)

## ◎経緯

時期	出来事
平成29年	
3月29日	規制改革推進会議行政手続部会で「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」が決定される
5月23日	規制改革推進会議で「規制改革推進に関する第1次答申」が決定され、各省庁に対して行政手続コスト削減のための基本計画の策定が求められる
6月30日	財務省及び総務省が「『行政手続コスト』削減のための基本計画」を公表
平成30年	
3月末日	財務省及び総務省が「『行政手続コスト』削減のための基本計画」を改定



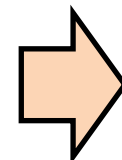
### 【目標】

- ・行政手続コスト**20%**削減
- ・国税、地方税は別途目標設定  
(大法人)

電子申告の義務化が実現されることを前提として電子申告(e-Tax、eLTAX)の利用率**100%**

(中小法人)

電子申告の利用率**85%以上**(e-Tax)、**70%以上**(eLTAX)



### 【目標達成の主な取組み】

- ・大法人の電子申告の義務化
- ・利便性向上策

- (1) 電子納税の一層の推進
- (2) e-Taxの使い勝手の大幅改善
- (3) 地方税との情報連携の徹底

# 1. 「行政手続コスト」削減のための基本計画(2/3)

## ◎財務省の基本計画に盛り込まれた取組み(今後実施される予定のもの)

◇大法人の電子申告の義務化【平成32年4月1日以後に開始する事業年度から実施予定】

◇利便性向上策

(1) 電子納税の一層の推進

- ・ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充【平成31年1月実施予定】
- ・コンビニ納付の利用手段の拡充【平成31年1月実施予定】

(2) e-Taxの使い勝手の大幅改善

- ・e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月実施予定】
- ・個人納税者の認証手続の簡便化【平成31年1月実施予定】
- ・e-Tax受付時間の更なる拡大【平成31年1月実施予定】
- ・法人納税者のe-Taxメッセージボックスの閲覧方法の改善【平成31年3月実施予定】
- ・勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【平成31年4月実施予定】
- ・法人税申告書別表(明細記載を要する部分)及び勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化【平成31年4月実施予定】
- ・連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化【平成31年4月実施予定】
- ・法人番号の入力による法人名称等の自動反映【平成31年4月実施予定】
- ・財務諸表の勘定科目設定数の拡充【平成32年3月実施予定】
- ・財務諸表のデータ形式の柔軟化【平成32年4月実施予定】
- ・添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)【平成32年4月実施予定】
- ・連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化【平成32年4月実施予定】

(3) 地方税との情報連携の徹底

- ・法人納税者の開廃業、異動等に係る申請、届出手続きの電子的提出の一元化【平成32年3月実施予定】
- ・法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除【平成32年3月実施予定】
- ・財務諸表の提出先の一元化【平成32年4月実施予定】
- ・e-TaxソフトとeLTAXソフト(PCdesk)との連携の推進【平成32年3月実施予定】

# 1. 「行政手続コスト」削減のための基本計画(3/3)

## ◎総務省の基本計画に盛り込まれた取組み(今後実施される予定のもの)

◇大法人の電子申告の義務化【平成32年4月1日以後に開始する事業年度から実施予定】

◇利便性向上策

(1) 電子納税の一層の推進

・地方税の共通電子納税システム(共同収納)の導入【平成31年10月実施予定】

(2) eLTAXの使い勝手の大幅改善

・複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化【平成31年9月実施予定】

・地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除【平成31年9月実施予定】

・eLTAXの送信容量の拡大等の検討【平成31年9月実施に向けて検討】

・eLTAX受付時間の更なる拡大【平成31年9月実施予定】

・異動届出書提出時の利用者情報への自動反映【平成31年9月実施予定】

・法人番号の入力による法人名称等の自動反映【平成31年9月実施予定】

・メッセージボックスの閲覧方法の改善【平成31年9月実施予定】

・ヘルプデスクの環境整備【平成31年9月実施予定】

・利用可能文字の拡大【平成31年9月実施予定】

(3) 国税との情報連携の徹底

・法人納税者の開廃業、異動等に係る申請、届出手続きの電子的提出の一元化【平成32年3月実施予定】

・法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除【平成32年3月実施予定】

・財務諸表の提出先の一元化【平成32年4月実施予定】

・e-TaxソフトとeLTAXソフト(PCdesk)との連携の推進【平成32年3月実施予定】



## 2.電子申告の利便性向上策(1/14)

### ◎送信容量の拡大

e-Tax: 平成31年1月実施予定 eLTAX: 平成31年9月実施に向けて検討中

#### e-Tax

	現行	拡大後
申告書 (XML)	最大10MB 約2,500枚	最大 <b>20</b> MB 約 <b>5,000</b> 枚
添付書類 (PDF)	最大1.5MB 約20枚	最大 <b>8</b> MB 約 <b>100</b> 枚

#### eLTAX

検討中

### ◎受付時間の拡大

e-Tax: 平成31年1月実施予定 eLTAX: 平成31年9月実施予定

#### e-Tax

	現行	拡大後
月～金	8:30～24:00	<b>24時間</b>
土日 (8:30～ 24:00)	5月,8月,11月 最終土日	<b>毎月</b> 最終土日
確定 申告期	毎日24時間	

#### eLTAX

	現行	拡大後
月～金	8:30～24:00	
土日 (8:30～ 24:00)	5月,8月,11月 最終土日	<b>毎月</b> 最終土日
確定 申告期	最終土日 8:30～24:00	<b>毎日</b> 8:30～24:00

## 2.電子申告の利便性向上策(2/14)

### ◎勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

平成31年4月実施予定

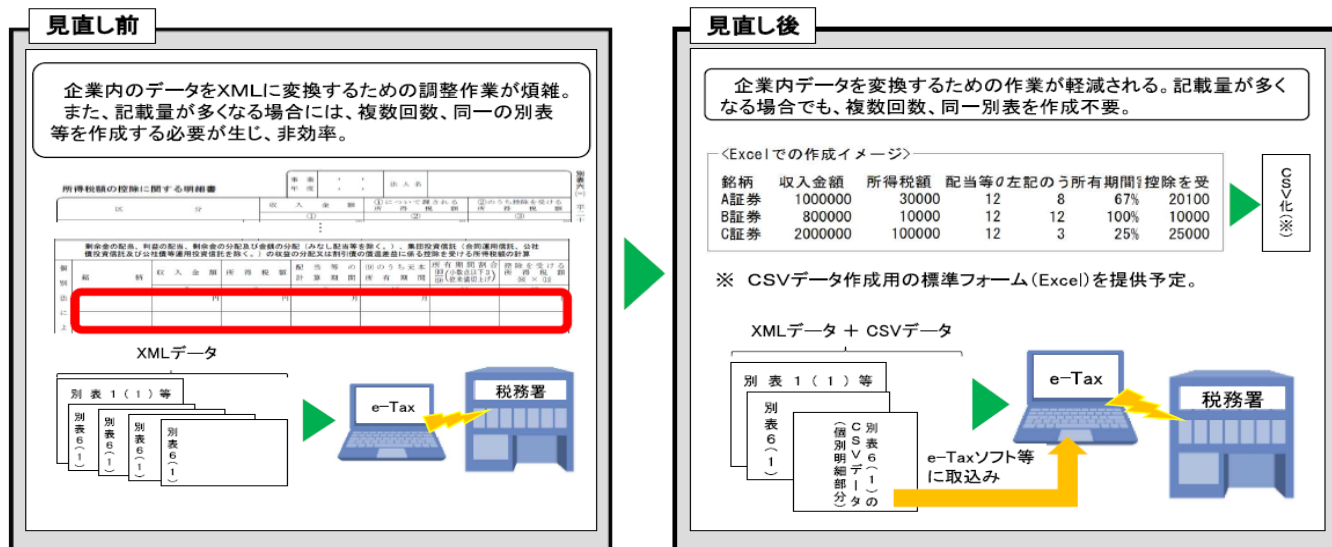
#### 例) 売掛金の内訳書

現行	簡素化
① 期末現在残高が50万円以上であれば全て記載 ② 相手先単位での記載(名称、所在地別)	記載すべき相手先が100件超の場合 ① 期末現在残高が <b>50万円以上</b> or <b>上位100件</b> の記載 ② 相手先単位での記載 or <b>支店、事業所別</b> の記載

⇒ ①記載省略基準の柔軟化(件数基準の創設)、②記載単位の柔軟化が行われる

### ◎法人税申告書別表(明細記載を要する部分)及び勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

平成31年4月実施予定



現状のデータ形式(XML形式)に加えてCSV形式での提出を可能とする

CSV形式で提出が認められる明細記載を要する部分のある別表が平成30年6月29日にe-TaxHPで公開された

(国税庁HPより引用)



## 2.電子申告の利便性向上策(3/14)

### ○ (参考) 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化事項一覧

内訳書名 変更内容	①	②	③	④		⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯
	預貯金等	受取手形	売掛金	仮払金	貸付金及び受取利息	棚卸資産	有価証券	固定資産	支払手形	買掛金	仮受金	源泉所得税	借入金及び支払利息	土地の売上高等	売上高等の事業所別	役員給与等	地代家賃等	工業所有権等	雑益、雑損失等
A 記載内容の見直し	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎
B 記載単位の柔軟化	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—
C 記載項目の削除等	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—	○

#### <変更内容の詳細>

記載すべき件数が100件を超える場合に、A又はBの記載によることも可能とします。

#### A 記載内容の見直し

記載量が多くなる傾向にある勘定科目を対象に、記載件数が100件を超える場合には、上位100件のみを記載する方法

◎…新たに記載基準を設けるもの

○…現行の金額基準に加えて新たに記載基準を設けるもの

#### B 記載単位の柔軟化

記載単位を（取引等の）相手先としている勘定科目を対象に、自社の支店、事業所別等の合計金額を記載する方法

#### C 記載項目の削除等

A、Bのほか、以下の項目について、記載項目の削除等を行う。

「仮払金」及び「仮受金」……………「取引の内容」欄を「摘要」欄に変更し自由記載化。

「貸付金及び受取利息」及び「借入金及び支払利息」…「貸付理由（借入理由）」欄の削除

「棚卸資産」……………「期末棚卸の方法」欄の削除

「売上高等の事業所別」……………「使用建物の延面積」欄の削除

「雑益、雑損失」……………「⑦固定資産」に記入している場合には、記載省略可能とする。

## 2. 電子申告の利便性向上策(4/14)

### ○ (参考) 売掛金(未収入金)の内訳書の変更点

(平成31年4月1日以後終了事業年度分) ③

売掛金(未収入金)の内訳書

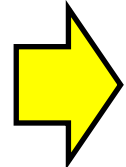
③

科目	相手先		期末現在高		摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)	百万	千円	
計					

**拡大**

(注)

- 「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。
- 相手先別期末現在高が50万円以上のもの(50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
- 未収入金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。



売掛金(未収入金)の内訳書

科目	相手先		期末現在高		摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)	百万	千円	
計					

**拡大**

(注)

- 「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。
- 相手先別期末現在高が50万円以上のもの(50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
- 上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。**
  - 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
  - 期末現在高を自社の支店又は事業所等の合計金額(50万円未満のものも含む合計金額)を記入  
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、売掛金と未収入金との合計口数で判断してください。
- 未収入金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。  
**なお、上記3②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。**

(注) 1. 「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。  
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの(50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。  
3. 上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。  
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)  
② 期末現在高を自社の支店又は事業所等で記入(支店又は事業所等の名称を「名称(氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額(50万円未満のものも含む合計金額)を記入)なお、記載口数が100口を超えるか否かは、売掛金と未収入金との合計口数で判断してください。  
4. 未収入金については、その取引内容を「摘要」欄に記入してください。  
なお、上記3②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

(注) 1. 「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。  
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの(50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。  
3. 未収入金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。

(法0302-3)

## 2.電子申告の利便性向上策(5/14)

### ○ (参考) 改定後の法人税別表6(1)イメージ

CSV形式作成イメージ 国税庁からExcelの標準フォームが提供される予定

#### Excelを使って入力

1	別表六(一)所得税額の控除に関する明細書				
2	個別法による場合				
3	銘柄	収入金額	所得金額	⑨ 配当の計算期間	10 (9)のうち
4	A社	1,000,000	150,000		12
5	B社	1,500,000	320,000		12
6	C社	2,500,000	465,800		12
	D社	5,000,000	816,800		12

上記のExcelは、別表6(1)をイメージしたもの。

#### 名前を付けて保存

ファイル名(N): Book1.xlsx

ファイルの種類(T): Excelブック(\*.xlsx)

作成  
必要事項を入力後、保存する際に、「ファイルの種類」のリストボックスから「CSV(カンマ区切り)(\*.csv)」を選択

CSV(カンマ区切り)(\*.csv)

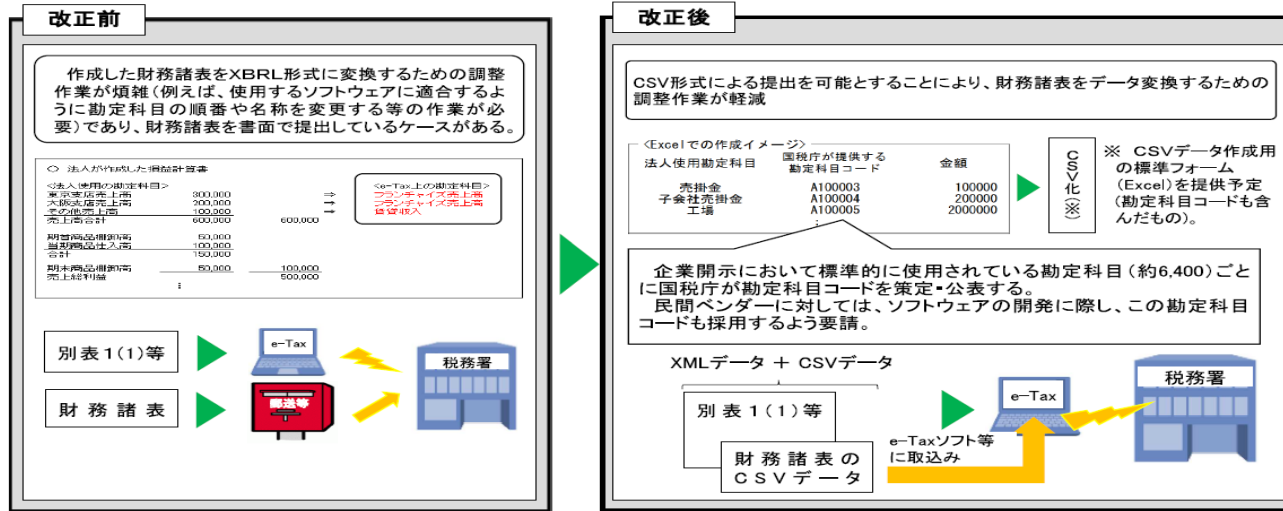
CSVファイルに変換完了

(国税庁HPより引用)

## 2.電子申告の利便性向上策(6/14)

### ◎財務諸表のデータ形式の柔軟化

平成32年4月実施予定



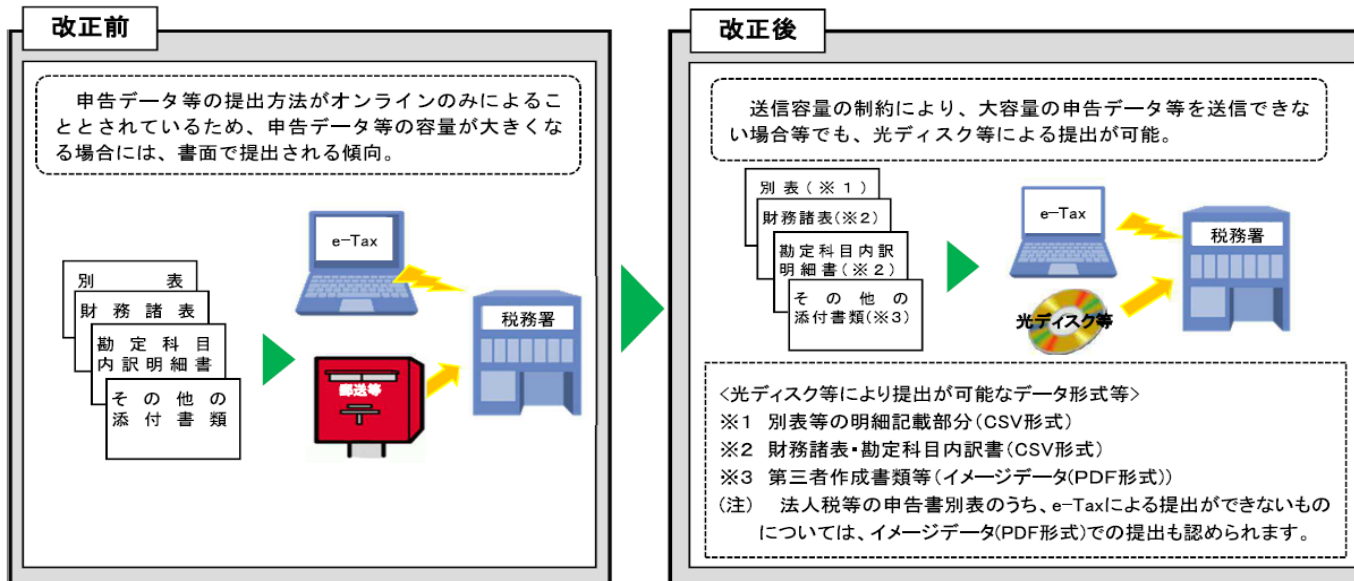
(国税庁HPより引用)

現状のデータ形式(XBRL形式)に加えてCSV形式での提出を可能とする

国税庁が勘定科目コードを策定・公表して標準フォームを提供する予定

### ◎添付書類等の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)

平成32年4月実施予定



(国税庁HPより引用)

別表の一部、財務諸表、勘定科目内訳明細書、第三者作成書類について光ディスク等での提出が可能に

送信容量の制約により、大容量の申告データを送信できない場合でも光ディスク等での提出が可能に

## 2.電子申告の利便性向上策(7/14)

### ◎法人代表者及び経理責任者の自署押印の廃止

平成30年4月1日より実施

#### 4 税務手続の電子化等の推進

(国税)

(5) 法人税、地方法人税及び復興特別法人税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する

(地方税)

(3) 法人税業税及び地方法人特別税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する

「平成30年度税制改正大綱」より引用

⇒ 法人税法第151条が改正され、**代表者及び経理責任者の自署・押印は不要となり、法人税等申告書を電子申告する場合には、経理責任者の電子署名及び電子証明書が不要となった。**

### ○ (参考) 税理士法

(署名押印の義務)

第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人(その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人)が署名押印しなければならない。

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。

3 税理士は、前二項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

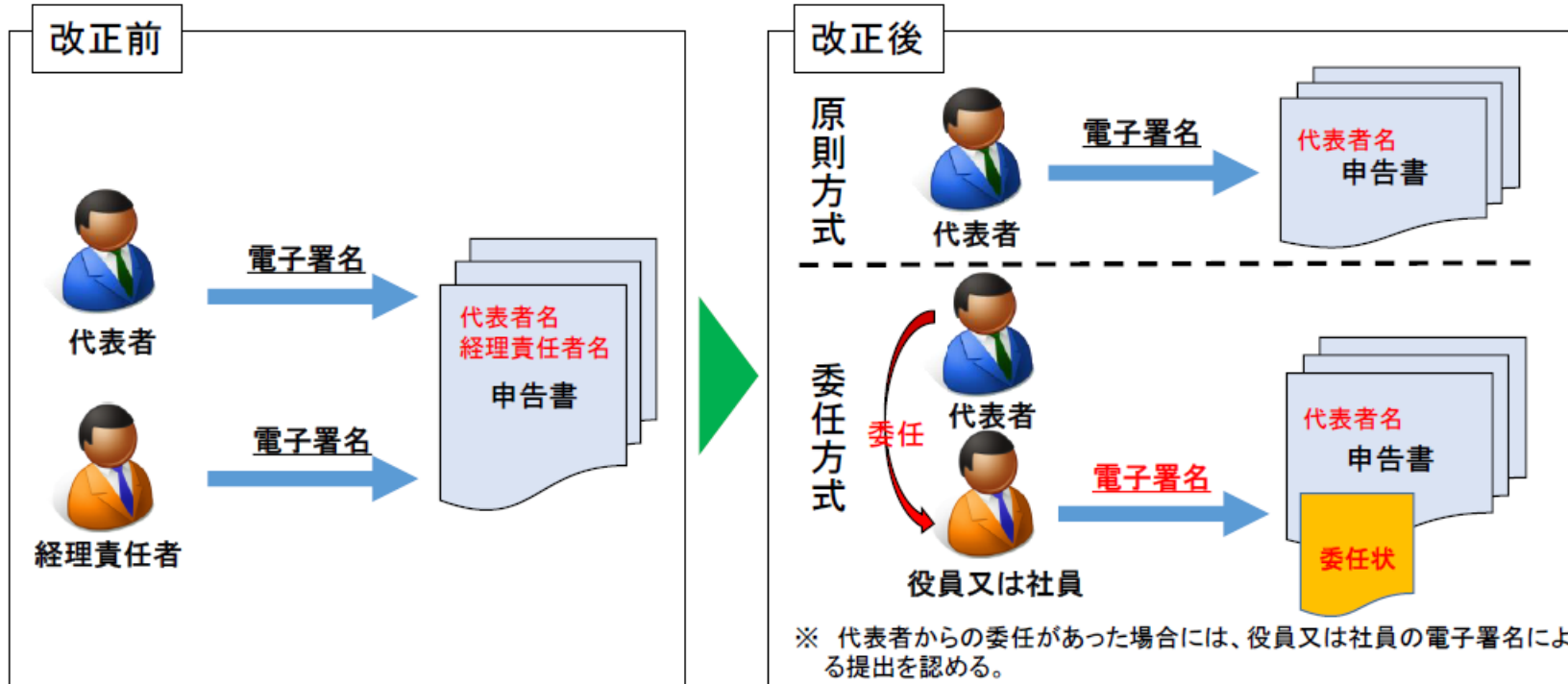
⇒ 税理士が代理で書面による申告を行う際は、税理士法の規定に基づいて申告者本人の署名押印が必要



## 2.電子申告の利便性向上策(8/14)

### ◎代表者から委任を受けた役員又は社員の電子署名による電子申告

平成30年4月1日より



(国税庁HPより引用)

法人が行う電子申告については代表者の電子署名に代えて、当該代表者から委任を受けた法人の役員又は社員の電子署名を付して申告書を提出することが可能に  
ただし、委任状を添付することが必要となる



## 2.電子申告の利便性向上策(9/14)

### ○(参考) 代表者から委任を受けた役員又は社員の電子署名による電子申告の手続き方法

	e-Tax	eLTAX
1	委任する内容を記載した任意の形式の委任状(PDF形式)を作成し、代表者の電子証明書により電子署名を付与する	任意のフォーマットに必要な項目を記入して作成した委任状に、 <u>代表者印を押印の上</u> 、PDF形式にする (委任状への電子署名の付与は必須ではない)
2	e-Taxに、代表者から委任を受けた者の電子証明書を登録(既に法人の代表者の電子証明書を登録している場合は変更)	eLTAXに、受任者の電子証明書を登録する。 (既に法人の代表者電子証明書を登録している場合は受任者の電子証明書へ変更をする)
3	申告・申請等データに、代表者の電子署名が付与された委任状データを添付するとともに、委任を受けた者の電子証明書により電子署名を付与して送信する	申告・申請等データに1で作成した委任状を添付するとともに、受任者の電子証明書により電子署名を付与して送信する <small>(国税庁HP・eLTAX HPより引用)</small>

	e-Tax	eLTAX
委任状への代表者印の押印	(記載なし)	要
委任状への代表者の電子署名	要	「必須ではない」

## 2.電子申告の利便性向上策(10/14)

### ○委任状に記載すべき事項

#### e-Tax

記載事項	記載例
国税庁が指定する法人番号 (必須)	1234567890123
法人の商業登記における法人名称 (必須)	株式会社 国税商事
法人の商業登記における法人所在地 (必須)	東京都千代田区霞が関3丁目
法人の代表者名 (必須)	国税太郎
受任者の氏名 (必須)	国税花子
受任者の役職・肩書き (必須)	経理部長
対象電子委任状を一意に示すID (必須)	1122334455
代理権の内容 (必須)	平成〇年〇月決算に基づく法人税確定申告書
委任期間 (必須)	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日
その他参考となる事項 (任意)	—

#### eLTAX

記載事項	記載例
国税庁が指定する法人番号 (必須)	1234567890123
法人の商業登記における法人名称 (必須)	株式会社 地方商事
法人の商業登記における法人所在地 (必須)	東京都千代田区霞が関3丁目
法人の代表者名 (必須)	地方税太郎
受任者の氏名 (必須)	地方税花子
受任者の役職・肩書き (必須)	経理部長
代理権の内容 (必須)	法人市町村税 確定申告
委任期間 (必須)	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日
委任理由 (任意)	「代表者の変更の伴うもの。」等
その他参考となる事項 (任意)	—

## 2.電子申告の利便性向上策(11/14)

### その他 行政手続の電子化

平成31年10月以降対応予定

#### ◎相続税のe-Tax対応

##### ②電子化の状況

所得税、法人税、消費税等の申告や申請・届出等の各種手続きについては、国税電子申告・納税システム(e-Tax)により、インターネット等を利用してオンラインで行うことが可能である

(注) 相続税の申告手続きについても、2019年10月以降対応予定

『「行政手続コスト」削減のための基本計画 財務省(2018年3月末改訂)』より引用

#### 相続税申告のオンライン化(◎財務省)

具体的な取組内容(To Do)	2019年10月を目途に、相続税申告に係る代表的な帳票についてインターネット経由(e-Tax)で受け付けるとともに、KSKシステムにデータ連絡可能となるようにシステム開発・改修を行う(デジタルファースト) 相続税の申告書のe-Tax受付状況や申告義務者等のニーズ等を踏まえ、対象となる帳票の拡大、添付書類の提出方法の拡充などを段階的に検討していく
KPI	2019年10月を目途に、相続税の申告書をe-Taxにて受付可能とする。

「デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日)」eガバメント閣僚会議決定より引用

## 2.電子申告の利便性向上策(12/14)

### e-Taxの利便性向上施策等一覧(適用開始時期(予定)順)

e-Taxホームページより抜粋

適用開始時期(予定)	概要
平成30年4月以後の申請等(実施済)	<p>イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化(全税目)</p> <p>法人代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能(法人が納税者となる全税目)</p>
平成30年4月以後終了事業年度の申告(実施済)	<p>土地収用証明書等の添付省略(保存義務への転換)【書面申告も同様】(※1)(法人税)</p> <p>法人税等の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印制度の対象【書面申告も同様】(※1)(法人税、地方法人税) (注) 外国法人については、引き続き、国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の記名押印が必要(代表者の押印は不要)</p>
平成31年1月以後の申告	<p>e-Taxの送信容量の拡大(全税目)</p> <p>e-Tax受付時間の更なる拡大(全税目)</p>
平成31年4月以後の申告	<p>法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化(CSV形式) &lt;国税庁が標準フォームを提供&gt;(法人税)</p> <p>勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化(CSV形式) &lt;国税庁が標準フォームを提供&gt;(法人税)</p> <p>法人番号の入力による法人名称等の自動反映(法人が納税者となる全税目)</p>
平成31年4月以後の加入・離脱等	<p>連結納税の承認申請関係書類の提出の一元化【書面も同様】(※1)(法人税)</p>

## 2.電子申告の利便性向上策(13/14)

適用開始時期(予定)	概要
平成31年4月以後 終了事業年度の申告	勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】(※1)(法人税)
平成32(2020)年3月 以後の申告	法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除 (法人税、地方法人税)
平成32(2020)年4月 以後の申告	財務諸表のデータ形式の柔軟化 (CSV形式) <国税庁が勘定科目コードを公表し、それを含んだ標準フォームを提供>(法人税) (注)勘定科目コードは平成31年度公開予定
	添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出) (法人税、地方法人税)
	財務諸表の提出先の一元化 (財務諸表を法人税申告書に添付してe-Taxにより提出を行うことが前提)(法人税)
平成32(2020)年4月 以後終了事業年度の申告	連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化 (連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書をe-Taxにより提出を行うことが前提) (法人税)

※1 【書面申告も同様】又は【書面も同様】と記載のあるものは、電子申告が義務化されていない中小法人等が行う書面申告等の場合であっても適用される制度です。

- 法人税等の申告に当たって、別表のうち、e-Taxによる提出ができないものについては、イメージデータ(PDF形式)での提出が認められます。

## 2.電子申告の利便性向上策(14/14)

### eLTAXの利便性向上施策等一覧(適用開始時期(予定)順)

「行政手続コスト」削減のための基本計画(総務省)より抜粋

適用開始時期(予定)	概要
平成31年9月実施予定	複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除 eLTAXの送信容量の拡大等の検討 eLTAX受付時間の更なる拡大 異動届出書提出時の利用者情報への自動反映 法人番号の入力による法人名称等の自動反映 メッセージボックスの閲覧方法の改善 ヘルプデスクの環境整備 利用可能文字の拡大
平成31年10月実施予定	地方税の共通電子納税システム(共同収納)の導入
平成32年3月実施予定	法人納税者の開廃業、異動等に係る申請、届出手続きの電子的提出の一元化 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除 e-TaxソフトとeLTAXソフト(PCdesk)との連携の推進
平成32年4月実施予定	財務諸表の提出先の一元化

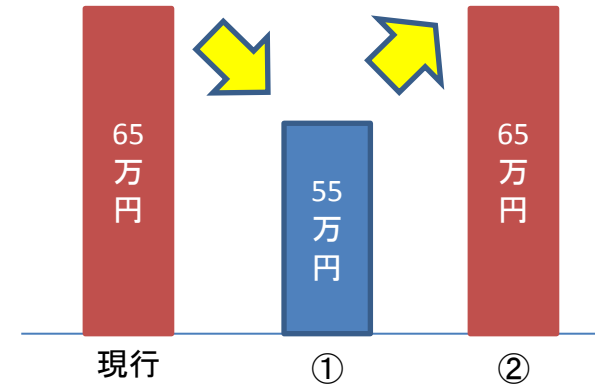


### 3.平成30年度税制改正大綱(電子化に係る部分)(1/4)

#### ◎青色申告特別控除

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用

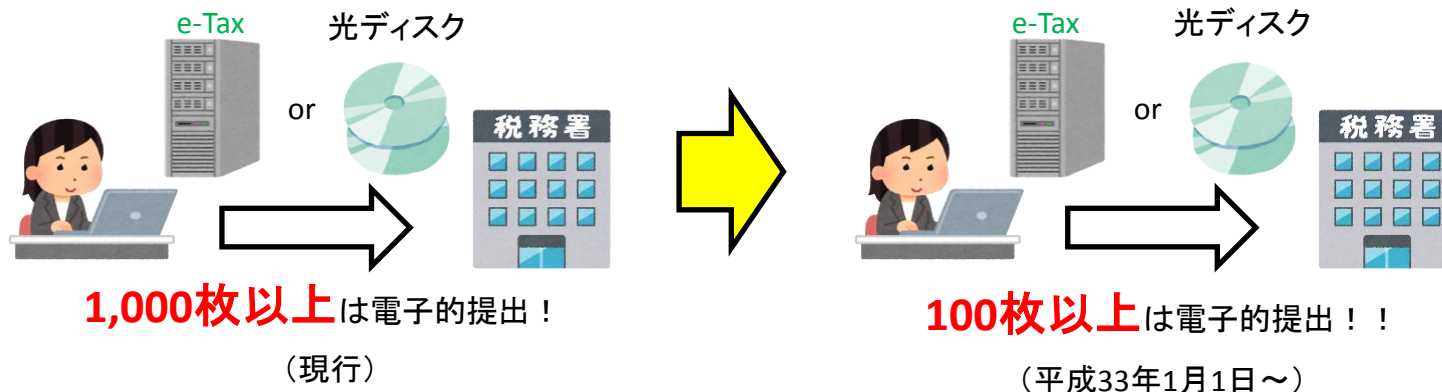
- ①取引を正規の簿記の原則に従って記録している者の青色申告特別控除の控除額を55万円に引き下げる
- ②上記①に係わらず、上記①の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする
  - イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること
  - ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと



#### ◎支払調書等の電子的な提出の義務

平成33年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用

支払調書等の電子情報処理組織(e-Tax)又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を100枚以上に引き下げる。



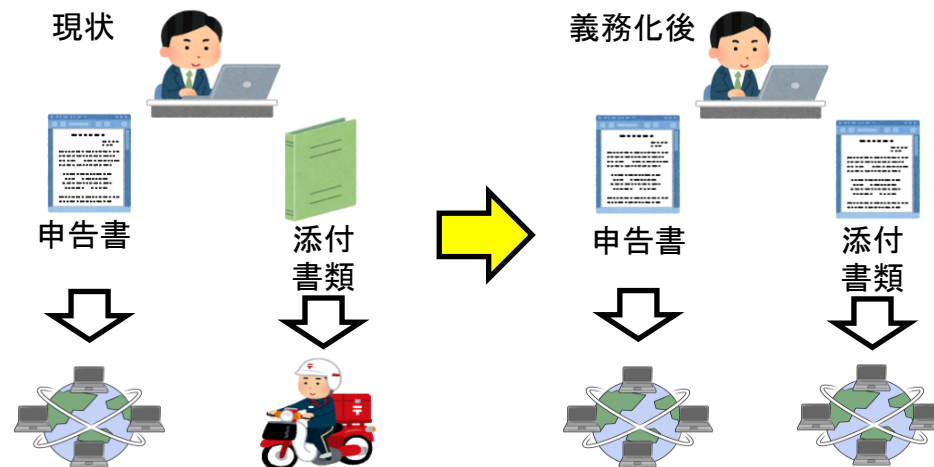
### 3.平成30年度税制改正大綱(電子化に係る部分)(2/4)

#### ◎電子申告の義務化

大法人は申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織(e-Tax、eLTAX)により提供しなければならない。

大法人の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を電子情報処理組織(e-Tax、eLTAX)を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供しなければならない。

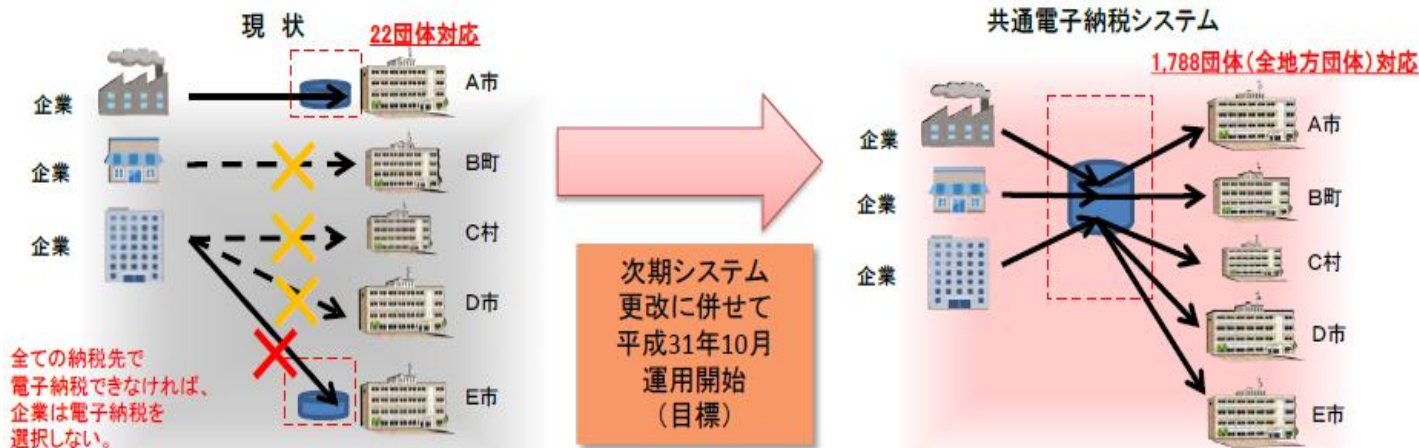
平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用



#### ◎共通電子納税システム(共同収納)の導入

一定の地方税について、納税義務者がeLTAXの運営主体が運営する共通電子納税システムを利用して納付又は納入を行う場合、その収納の事務については、eLTAXの運営主体及び金融機関に行わせるものとし、これらの税は金融機関からeLTAXの運営主体を経由して地方公共団体に払い込まれるものとする。

平成31年10月1日から適用



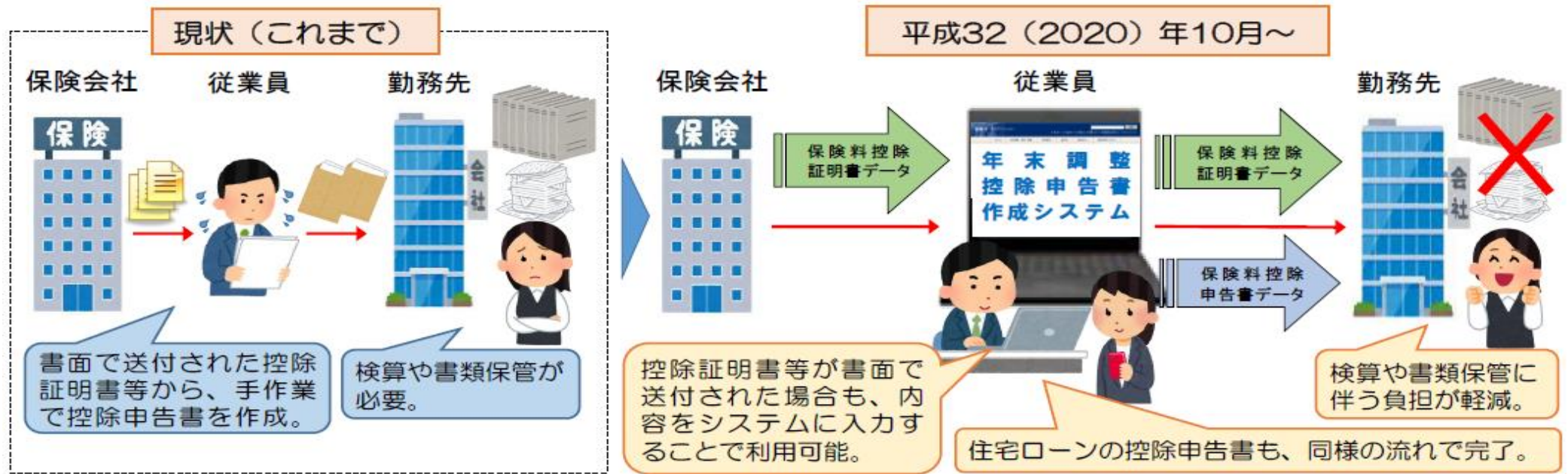
(平成29年11月1日税制調査会 総務省説明資料より引用)

### 3.平成30年度税制改正大綱(電子化に係る部分)(3/4)

#### ◎年末調整手続の電子化

平成32年10月1日以後に提出する保険料控除申告書、住宅ローン控除申告書について適用

- ① 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとするものは、控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。
- ② 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(以下「住宅ローン控除」という。)の適用を受けようとするものは、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。



(平成30年6月20日「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況 より引用)



### 3.平成30年度税制改正大綱(電子化に係る部分)(4/4)

#### ◎国税のコンビニ納付

平成31年1月4日以後に納付の委託を行う国税に適用

自宅等において納付に必要な情報(いわゆる「QRコード」)を出力することができ、コンビニのマルチコピー機等で読み込ませることにより、納付書が発行される。



#### ◎国税の予納制度

平成31年1月4日以後に納付の委託を行う国税に適用

対象となる国税を概ね12月(現行:6月)以内において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税に拡充し、併せて、ダイレクト納付により行うことができるようになる。

## 4.電子申告の義務化(1/11)

【背景】平成30年度税制改正大綱(平成29年12月22日閣議決定)

### 六 納税環境整備

#### 1 申告手続の電子化促進のための環境整備

(国 税)

##### (1) 法人税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設(再掲)

① 大法人の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により提供しなければならないこととする。

(注)上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。

② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供しなければならないこととする。

③ 上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。

##### (2) 消費税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設(再掲)

① 大法人の消費税の確定申告書、中間申告書、修正申告書及び還付申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。

(注)上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金等の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体をいう。

② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。

③ 上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。

(注1)上記(1)の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度について、上記(2)の改正は、同日以後に開始する課税期間について、それぞれ適用する。

(注2)上記(1)③及び(2)③以外の理由により電子申告がなされない場合には無申告として取り扱うこととする。

ただし、現在の運用上の取扱いを踏まえ、期限内に申告書の主要な部分が電子的に提出されていれば無申告加算税は課さない取扱いとする。申告書の主要な部分以外の書類の電子提出の確保策については、施行後の電子的な提出状況等を踏まえ、そのあり方を検討する。

## 4.電子申告の義務化(2/11)

### ◎法人税法の一部改正

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例

(電子情報処理組織による申告)

第七十五条の三 特定法人である内国法人は、第七十一条(中間申告)、第七十二条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)若しくは第七十四条(確定申告)又は国税通則法第十八条(期限後申告)若しくは第十九条(修正申告)の規定により、中間申告書若しくは確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書(以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又はこれにこの法律(これに基づく命令を含む。)若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び第三項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。)を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

- 一 当該事業年度開始の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人
- 二 保険業法に規定する相互会社
- 三 投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)
- 四 特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)



## 4.電子申告の義務化(3/11)

### 【対象税目】

電子申告の義務化の対象となる税目は、次のとおり

①法人税及び地方法人税

②消費税及び地方消費税

☞ 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化される

The image displays two tax return forms. The left form is for Corporate Tax (法人税) and Local Corporate Tax (地方法人税). The right form is for Consumption Tax (消費税) and Local Consumption Tax (地方消費税). Both forms are complex, multi-page documents with numerous tables and fields for data entry. The forms are presented in a simplified, grid-like layout for clarity.

法人税

地方法人税

消費税

地方消費税

「大法人のe-Tax義務化と申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備(平成30年4月)」国税庁情報技術室 より引用

## 4.電子申告の義務化(4/11)

### 【対象法人】

内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社

法人の区分			法人税等	消費税等	
内国法人	普通法人	株式会社等	資本金の額等が1億円超	○	○
			資本金の額等が1億円以下	×	×
		受託法人(法人課税信託)	×	×	
		相互会社	○	○	
		投資法人	○	○	
	特定目的会社	○	○		
	公共法人	国・地方公共団体		—	○
		国・地方公共団体以外	資本金の額等が1億円超	—	○
			資本金の額等が1億円以下	—	×
	公益法人等	資本金の額等が1億円超		○	○
資本金の額等が1億円以下		×	×		
協同組合等	資本金の額等が1億円超		○	○	
	資本金の額等が1億円以下		×	×	
人格のない社団等			×	×	

## 4.電子申告の義務化(5/11)

### 【適用時期】

(法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税)

平成32年4月1日以後に開始する事業年度について適用

(消費税、地方消費税)

平成32年4月1日以後に開始する課税期間について適用

(例) 事業年度(課税期間)が1年間の3月決算法人～決算期の変更がない場合～

申告書の区分		対象期
確定申告		平成33(2021)年3月期以後
法人税の予定申告(仮決算の中間申告)		平成32(2020)年9月期以後
消費税の中間申告 (仮決算の中間申告)	年 1回の場合	平成32(2020)年9月期以後
	年 3回の場合	平成32(2020)年6月期以後
	年11回の場合	平成32(2020)年4月期以後
消費税の期間特例の適用を受けている場合	課税期間を3月とする場合	平成32(2020)年6月期以後
	課税期間を1月とする場合	平成32(2020)年4月期以後

## 4.電子申告の義務化(6/11)

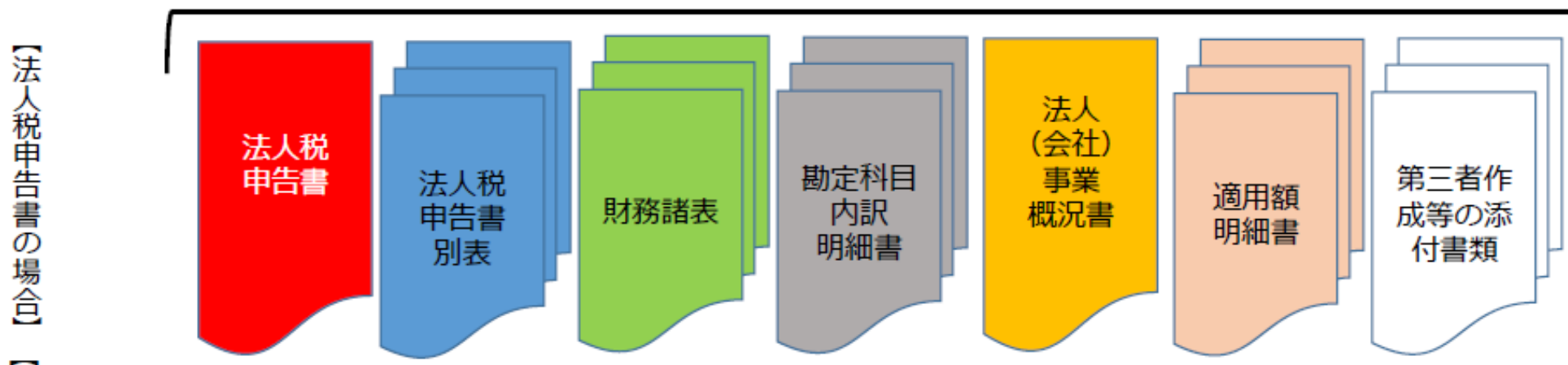
### 【対象手続】

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書

### 【対象書類】

**申告書**及び法人税法等において申告書に添付すべきこととされている書類(法人税における財務諸表、勘定科目内訳明細書又は租税特別措置の適用に必要な書類や消費税の申告書付表などのいわゆる「**添付書類**」)

法令上求められている書類 ← **義務化の対象**



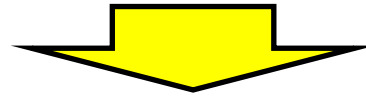
### 添付書類の電子的送信

これまで



- ①申告書＋添付書類をe-Tax、eLTAXで送信
- ②申告書はe-Tax、eLTAXで送信、添付書類は郵送
- ③申告書＋添付書類を郵送

電子申告の義務化



- ①申告書＋添付書類をe-Tax、eLTAXで送信



- ②申告書はe-Tax、eLTAXで送信、添付書類は郵送
- ③申告書＋添付書類を郵送

**電子申告の義務化に伴い、添付書類(財務諸表、勘定科目内訳明細書、第三者作成書類)をe-Tax、eLTAXで送信しなければならない！**

## 4.電子申告の義務化(8/11)

### ～～電子申告に関するアンケート～～

【実施時期】平成29年10月 【回答者数】171名

申告の方法	割合	
①申告書+添付書類全てを電子的に送信	40.3%	A
②申告書+財務諸表+勘定科目内訳明細書を電子的に送信(第三者作成書類は書面提出)	41.7%	B
③申告書+財務諸表を電子的に送信(勘定科目内訳明細書、第三者作成書類は書面提出)	0.3%	
④申告書+勘定科目内訳明細書を電子的に送信(財務諸表、第三者作成書類書類は書面提出)	10.8%	
⑤申告書のみ電子的に送信(添付書類は書面提出)	3.1%	
⑥全て書面で提出	3.8%	

A:電子申告の義務化に対応できている者 B:電申告の義務化に向けて対応が必要な者

#### 《参考》

##### ◆財務諸表を書面で別送している理由◆

- ①使用するソフトウェアが電子申告に対応していないため・・・37.0%
  - ②作成しているデータ形式(エクセル等)がXBRL形式と異なりデータ変換をすることが煩雑であるため・・・23.2%
  - ③関与先が財務諸表を作成しているため・・・13.7%
  - ④その他・・・22.5%
- (勘定科目内訳明細書を郵送するので財務諸表も郵送する、協同組合等の財務諸表は書面で別送している) 等

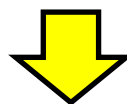
##### ◆勘定科目内訳明細書を書面で別送している主な理由◆

- ①使用するソフトウェアが電子申告に対応していないため・・・37.6%
  - ②関与先が勘定科目内訳明細書を作成しているため・・・29.5%
  - ③その他・・・31.7%
- (エクセルで作成すると自由に加工、関与先との共有ができるため、銀行提出用に見やすいものが必要であるため) 等



### 無申告加算税

申告書＋添付書類(財務諸表、勘定科目内訳明細書、第三者作成書類)の電子的送信が義務付け



電気通信回線の故障、災害その他の理由以外で申告書類等を電子的に送信しなかった場合は、無申告として取り扱われ、無申告加算税の対象となる

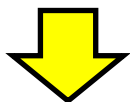
#### 【参考】

電子申告の義務化を導入しているアメリカ、イギリス、フランス、カナダ、エストニアでも電子的に送信しなかった場合は無申告加算税の対象となる

## 4.電子申告の義務化(10/11)

災害その他の理由により、電子申告を行うことが困難である場合は、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」を事前に税務署長に対して提出し、承認を得たうえで書面により提出することで例外的に申告義務が履行されたものとみなされる。

災害その他の理由により、電子申告を行うことが困難である場合とは？



- ◇ 自然災害、サイバー攻撃、停電等により企業内のインターネット環境に障害が発生してオンライン手続が一時的に不能となった場合等
- ◇ 経営成績の悪化等により、インターネットの利用契約を解除した場合等

この申請（届出）書が使用可能となるのは2020年4月1日以後となりますのでご注意ください。

税務署受付印 	e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 （法人税・消費税用）	※整理番号 ※連絡グループ整理番号	
平成 年 月 日	納 税 地 電話( ) - (フリガナ) 名 称 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 電話( ) -		
税務署長殿	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項		
に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。			
申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由 特例の指定を受けようとする期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日 平成 年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項			
の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめようとする理由			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日 平成 年 月 日		
特例の適用を受けることをやめようとする理由			
その他の参考事項			
税理士署名押印			
※税務署処理欄	部 門	法 監 期	業 種 番 号
番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認 印		

## 4.電子申告の義務化(11/11)

### ○ (参考) 社会保険手続の義務化

#### 2. 社会保険に関する手続

(略)

(1) 大法人(資本金又は出資金の額が1億円超の法人等)について、2020年4月1日以降に開始する事業年度又は年度より、電子申請を義務化する。社会保険労務士又は社会保険労務士法人が大法人の事業所に代わって手続を行う場合も同様とする。

表6 電子申請の義務化の対象となる手続

社会保険の種類	届出等の種類	年間手続件数(※)
厚生年金保険	被保険者賞与支払届	1,772,247
	被保険者報酬月額算定基礎届	1,879,196
	70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届	553,368
	厚生年金被保険者報酬月額変更届	976,236
健康保険	被保険者賞与支払届	4,783,863
	被保険者報酬月額算定基礎届	2,409,350
	健康保険被保険者報酬月額変更届	526,711
労働保険	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書	1,930,033
雇用保険	雇用保険被保険者資格取得届	9,096,772
	雇用保険被保険者資格喪失届	7,541,021
	雇用保険被保険者転勤届	586,525
	高年齢雇用継続給付支給申請	4,442,559
	育児休業給付支給申請	1,985,968

※ 年間手続件数には、義務化対象外の事業者による手続数を含む。

「行政手続コスト削減に向けて(見直し結果と今後の方針)(平成30年4月24日)」規制改革推進会議 行政手続部会より引用

## 5.諸外国の状況(1/3)

国名	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	エストニア
電子申告割合 (2013年)	40%	98%	96%	70%	99%
電子申告対象手続	・法人税申告書 ・添付書類の申告	・法人税申告書 ・添付書類の申告	・法人税申告書 ・添付書類の申告	・法人税申告書 ・添付書類の申告	・法人税申告書 ※添付書類は義務なし
電子申告義務化状況	一部義務化	原則義務化	一部義務化	一部義務化	一部義務化
義務化した年	2005年12月31日以降に終了する課税年度	2010年4月1日以降に終了する課税年度であって2011年4月1日以降に行われる申告	2000年12月31日以降に終了する課税年度	2009年12月31日以降に終了する課税年度	2011年1月1日以降の申告分
対象義務者	課税年度末時点の総資産1,000万ドル以上で暦年で250枚以上の申告書を提出する普通法人 ※申告書、支払調書等のあらゆる様式を含む	全法人	・公共財政総局大企業局が所管する法人 ※税売上高又は総資産4億円ユーロ以上 ・前年税売上高が1,500万ユーロ超の法人	・年間総収入が100万カナダドル超の法人 ※保険会社、外国法人等特殊な申告書を作成する必要がある法人を除く <b>・年間10件超の申告代理を行う業者</b>	従業員が5名超の法人
免除規定	IRS長官が正当な困難事由があると認められる場合(免除申請書の提出必須)	清算命令が出ている場合	なし	なし	なし
罰則・恩典の適用の可否	無申告とみなされ、無申告加算税を賦課	無申告とみなされ、無申告加算税を賦課(100～1,000ポンドと税額の10～20%の併科)	電子申告以外の方法で提出された申告にかかる税額の0.2%の加算税を賦課(下限60ユーロ)	1,000カナダドルの加算税を賦課	無申告とみなされ、過料を科される(1,300ユーロ以下)

## 5.諸外国の状況(2/3)

### 【給与源泉徴収】

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	エストニア	韓国
給与源泉徴収	あり	あり	なし	あり	あり	あり

### 【年末調整】

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	エストニア	韓国
年末調整	なし	あり(※1)		なし	なし	あり(※2)
対象となる控除		寄付金控除				生保・医療費・寄附金等全ての控除
金融所得		利子・配当:○ CG:×				×

※1 年末調整制度のリアルタイム化:雇用主が従業員への毎月の給与支払毎に税額を調整した上で源泉徴収を実施

※2 年末調整手続の簡素化:控除対象データは控除関係機関から国税庁の税務手続支援システムに集約され、従業員・雇用主が控除申告書をダウンロード可(控除対象データの他、インボイス、クレジットカード利用情報、ストック情報、支払調書が課税当局に集約(課税当局においてマッチング))

### 【記入済申告書】

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	エストニア	韓国
記入済申告書	なし	なし	あり	あり(※1)	あり	なし(※3)
給与所得			○	○	○	
金融所得			利子・配当:○ CG:×	利子・配当:○ CG:×(※2)	利子:○ CG:×(※2)	

※1 電子申告を行う場合のみ記入済申告書による申告が可能。

※2 一定の株式の売却金額は記入済申告書に反映されるが、取得価額は反映されない。

※3 韓国における記入済申告書は、一部の零細事業者に対して導入している。また、非事業者が確定申告を行う際には、支払調書に基づく所得情報(給与や報酬等)を電子申告サイトで閲覧・利用が可能。

## 5.諸外国の状況(3/3)

政府税制調査会海外調査報告(平成29年6月19日)によると、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、エストニアの5か国で電子申告の義務化が課せられている(アメリカ、フランス、カナダ、エストニアでは一部義務化)。

日本で課せられる電子申告の義務化や年末調整事務の電子化は、これらの諸外国の実施状況を見て採用されているが、その中でも**カナダ**では、対象義務者が法人だけではなく、**申告代理を行う業者も対象となっている**。

今後も我が国の電子申告の義務化は、諸外国の先進的な取組を参考にしつつ進展していくことが見込まれるため、税理士が関心をもっていく必要がある。

### カナダの事例



#### 電子申告の割合 (2015年度)

- ◎ 個人所得税 : 85%
- ◎ 法人税 : 88%
- ◎ 付加価値税 : 84%

このうち、個人所得税申告の手続では、控除の種類が多い等の理由により代行業者を頼る納税者も多く、税務代理人を通じた申告は個人所得税申告の**約6割**を占める。

#### 税務代理人を対象とした電子申告の義務化

☞ **年間10件超の申告代理を行う業者**



## 6. 今後税理士が行うべきこと(1/3)

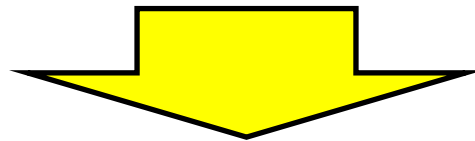
### 税理士をとりまく現状

#### 電子申告(e-Tax)利用率の推移

過去5年間



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
◆法人税	67.3%	71.6%	75.4%	79.3%	80.0%
■消費税(法人)	65.9%	70.3%	73.4%	77.3%	81.6%



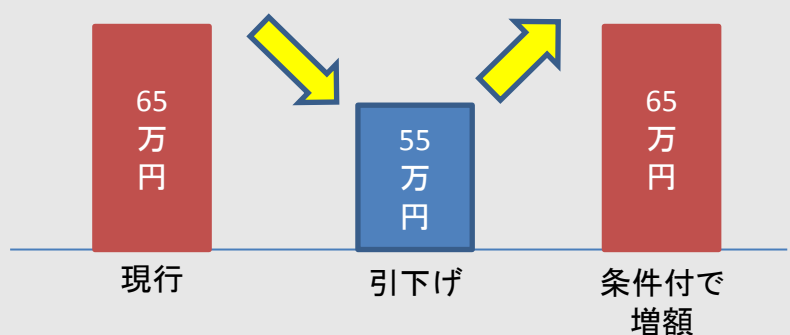
しかしながら、電子申告の義務化に対応できている者は少ない

申告の方法	割合
① 申告書+添付書類全てを電子的に送信	40.3%



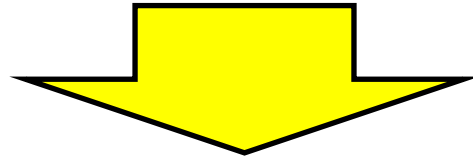
## 6. 今後税理士が行うべきこと(2/3)

### 税理士をとりまく現状～これからの動向～

デジタルファースト法案(仮称)の策定	青色申告特別控除の改訂								
<p>「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(案)」より</p> <p>☛ (重点取組①) <b>行政サービスの100%デジタル化</b></p> <p>☛ &lt;具体的取組&gt; <b>「デジタルファースト法案(仮称)」の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● デジタルを原則とする社会を構築するための理念を盛り込んだ上で、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、「デジタルファースト法案(仮称)」を速やかに国会に提出</li><li>● デジタル社会を前提としたBPRを行った上で、受付や審査・決裁・書類の保存業務のデジタル処理、国・地方・民間を含めた情報連携を可能とするシステムを順次整備</li></ul>	<p>■ 平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について、青色申告特別控除の<b>控除額を65万円から55万円に引き下げる</b></p> <p>ただし、</p> <p>■ 電子申告(e-Tax)による提出、あるいは国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に基づく電磁的記録の備付け及び保存のいずれかの要件を満たす場合は、<b>控除額を65万円とする</b></p>  <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>現行</td><td>65万円</td></tr><tr><td>引下げ</td><td>55万円</td></tr><tr><td>条件付で増額</td><td>65万円</td></tr></tbody></table>	項目	金額	現行	65万円	引下げ	55万円	条件付で増額	65万円
項目	金額								
現行	65万円								
引下げ	55万円								
条件付で増額	65万円								

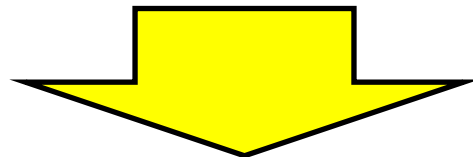
## 6. 今後税理士が行うべきこと(3/3)

以上のように、行政手続の電子化が進展することにより、電子申告を行わないことは、納税者の利益を損なうことになる



➤ 電子申告への対応、義務化に向けた準備は**必須事項**

財務諸表を書面で別送している理由	割合	勘定科目内訳明細書を書面で別送している理由	割合
①使用するソフトウェアが電子申告に対応していないため	37.0%	①使用するソフトウェアが電子申告に対応していないため	37.6%



➤ 今後、税理士事務所において**会計ソフト、税務ソフトの見直しなど、添付書類も電子的に送信できる体制の整備が必要**